



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県財務規則の一部を改正する規則

所管課(室) 名

会 計 課

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第23号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
(随意契約の限度額) 第105条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。		(随意契約の限度額) 第105条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。	
1 工事又は製造の請負	4,000,000円	1 工事又は製造の請負	2,500,000円
2 財産の買入れ	3,000,000円	2 財産の買入れ	1,600,000円
3 物件の借入れ	1,500,000円	3 物件の借入れ	800,000円
4 財産の売払い	1,000,000円	4 財産の売払い	500,000円
5 物件の貸付け	500,000円	5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	2,000,000円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥